

退職金については5年間と定められています。時間外労働の賃金を支払っていなかった場合の賃金請求権は2年間で消滅時効が完成し、支払わなくてもよくなります。しかし、このような賃金の消滅時効期間の定めは民法の規定より労働者に不利になるので、これを5年間（当分の間は3年間）に延長する改正が検討されています。これに伴い、労働者名簿、賃金台帳、及び雇い入れ、解雇、災害補償、賃金その他の労働関係に関する重要な書類の保存期間も延長されます。

5 時効の更新・完成猶予

(1) 時効には、上に述べた消滅時効の他に取得時効という制度もあります。例えば、所有権の取得時効は、所有の意思を持って平穩かつ公然と他人の物を20年間占有するとその物を自己の所有物とできるという制度です。このように、消滅時効であれ取得時効であれ一定期間経過すると時効により権利変動が生じます。これを妨げる事由として、旧法では時効の中断、停止が定められていましたが、改正法では、完成猶予、更新となりました。完成猶予、更新事由は、旧法と大きく変わりません。請求により消滅時効の完成は6ヵ月間猶予されますが、請求を繰り返しても猶予の効力は生じません。診療報酬の場合であれば、消滅時効期間は5年間ですから請求書を送付し5年経過直前に患者に到達したときは、そのときから6ヵ月間時効の完成は猶予されますが、これを繰り返しても時効が6ヵ月ずつ延びるわけではありません。5年以内あるいは、請求で完成が猶予されている6ヵ月以内に、裁判上の請求をし、判決を得る必要があります。患者に支払を命ずる判決が確定した場合は、消滅時効期間は更新され、そのときから10年間となります。

ただ、新法で新しく認められた時効の完成猶予事由として協議を行う旨の合意による時効の完成猶予（民法151条）があります。これは、協議を行う旨の合意を書面としたときは、合意があったときから1年間（あるいは当事者が合意で認めた期間（期間は1年未満に限る）、当事者の一方が相手方に対して協議の続行を拒絶する旨の通知を書面としたときはその通知から6ヵ月間経過するまで時効の完成が猶予されるというものです。例えば、医療事故で患者が死亡し、遺族から損害賠償請求され、話し合いを継続していた場合、話がかかないまま5年間経過すると消滅時効が成立します。遺族としては、5年間経過する前に訴えを提起する必要があります（訴えの提起＝裁判上の請求により時効の完成は、裁判が係属している期間猶予され、患者側勝訴判決が確定するとそのときから10年間の時効が進行します。裁判上の和解が成立した場合は、和解で定められた支払期日から10年間の時効が進行します）。しかし、もう少しで話し合いがまとまりそうな場合に訴訟を提起するのは費用対効果から見て無駄です。このような場合に時効完成直前にこの協議を行う旨の合意を求められることが起こりえると思います。この合意をすると時効の完成が猶予されるので遺族としては、訴訟外の交渉を続け、訴え提起の費用を節約できるからです。

6 経過規定

2020年3月31日までに生じた債権の消滅時効期間は旧法の通りですが、不法行為に基づく損害賠償請求についての3年間の時効期間は、4月1日の時点で3年間を経過していない場合は5年間となります（附則35条2項）。また、協議を行う旨の合意は、4月1日以降にしないと効力が生じません（附則10条3項）。



～ 星・雪・きらめき 緑の里 なよろ ～ 名寄市で診療所（内科）を開業しませんか？



開業に必要な土地・建物・医療機器等の取得に最大で**5,350万円**を助成します！！
また、開業時のスタッフ確保に対する助成もご用意しておりますのでお気軽にお問合せください。

○制度に関するご相談・お問合せはこちらまで！！

名寄市健康福祉部 保健センター

TEL 01654-2-1486 FAX 01654-2-7267

〒096-0032 北海道名寄市西2条北5丁目 E-mail: ny-hokencen@city.nayoro.lg.jp

名寄市 開業医

検索